

平成30年度 事務事業評価(平成29年度実施事業)

No.	部署名称	課等名称	担当名称	中事業名称	評価結果			ページ数
					第1次	第2次	第3次	
1	産業観光部	観光商工課	観光担当	観光総務費	継続	改善	改善	1 ~ 5
2				観光イベント事業費	継続	改善	改善	6 ~ 10
3				観光宣伝事業費	継続	改善	改善	11 ~ 15
4			商工労働担当	商工関係団体補助費	継続	改善	改善	16 ~ 20
5		農林振興課	農産推進担当	農産物等消費拡大宣伝事業費	継続	改善	改善	21 ~ 25
6				優良農地等確保促進事業費	改善	改善	改善	26 ~ 30
7			農林経営担当	松くい虫防除事業	継続	改善	改善	31 ~ 35
8				鳥獣害防止対策事業	継続	継続	継続	36 ~ 40
9				有機資源循環型農業推進事業	縮小	縮小	縮小	41 ~ 45
10		農林土木課	農林土木担当	資源保全事業費	継続	改善	改善	46 ~ 50
11				土地改良事業費	継続	改善	改善	51 ~ 55
12				農道台帳管理費	継続	改善	改善	56 ~ 60

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
拡充	0	0	0
継続	10	1	1
改善	1	10	10
縮小	1	1	1
統合	0	0	0
廃止	0	0	0
計	12	12	12

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		竜沢 真弓
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	観光商工課観光担当
款	商工費_07	項	商工費_01		目 03観光費
大事業	観光総務費		中事業	観光総務費	
1 事務事業の目的					
施設管理については、観光客がより安心安全に市内観光を楽しんでいただくために実施をする。また各種補助金等については観光客を受け入れている観光関係事業者等で組織する団体へ補助することで、市と連携してより効果的に誘客促進を図る。更に全国大会等開催奨励金については石和温泉への宿泊を伴うスポーツ大会団体へ宿泊補助をすることで開催地が市内ではない大会でも石和温泉への宿泊につなげるため実施する。					
2 事務事業の対象					
観光客					
3 現在の状態					
観光施設の管理料(電気・水道、清掃委託等)、土地の賃借料については経常経費であるものについては、平成30年度より「観光施設整備事業費」として別事業へ計上している。また、全国大会等開催奨励金については、山梨県内の市町村では甲府市と笛吹市のみの制度であるため、石和温泉への宿泊者の増加へ繋がっている。更に各観光協会等への補助金については費用対効果を検証している。					
4 経緯					
観光施設の管理料や看板土地賃借については市町村合併前より、各町村で設置した観光案内看板や公衆トイレなどの電気料、水道料等であるため、継続して支払っている。各種補助金についても市町村合併前より、各町村の観光協会等へ観光イベント、観光宣伝事業への補助をしていたことから、現在も継続している。全国大会等開催奨励金については、石和温泉への宿泊者数がそれまで100万人を超えていたが、平成21年度より90万人台に減少し、平成23年度には80万人台となり、その対策として、平成24年度より全国大会等開催奨励金を実施をしたところ、100万人台まで増加した。					
5 根拠法令					
笛吹市全国大会等開催事業奨励金交付要綱					
6 ニーズ					
観光案内看板や観光施設(指定管理施設や公衆トイレ・リニアの見える丘等)については観光客のみならず、地域の方も利用している。特にトレッキング関連の案内看板やトイレについては、春夏の観光トップシーズン中はもちろん、冬のオフシーズンにも観光客の利用がされていることから必要である。また、各種団体補助金については、市のみの観光イベント、観光宣伝だけでは限界があることから、各種団体へ事業補助することで、春夏秋冬、本市を訪れる観光客に楽しんでいただけるイベント等を実施している。さらに、全国大会等開催奨励金も石和温泉・春日居温泉郷の更なる利用者拡大に繋がる事業であるため、本市の観光産業の根幹である旅館・ホテルからの継続要望は強い。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
観光施設、特にトイレや看板の中には市町村合併前からのものも多く、老朽化が進んだものについては撤去の検討が必要である。					
8 必要性					
公衆トイレについては観光施設間を移動する際に必要な場所に設置してあるため、本市を訪れている観光客が快適に過ごしていただくためには必要である。また看板については、本市が「桃とぶどう日本一の郷」であることをPRするためのもの、また石和温泉郷、春日居温泉郷などを訪れた観光客の皆様に温泉郷の雰囲気味わっていただくためであるため、必要である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1. 事業内容＝観光施設の電気料や水道料、清掃委託などの維持管理、観光看板用地などの賃借料、また全国大会等開催奨励金、観光協会等への補助金など観光の総務的な費用</p> <p>2. 歳入＝</p> <p>(1) 芦川地区過疎地域活性化基金繰入金 2,570千円</p> <p>3. 歳出＝</p> <p>(1) 報償費 2,611千円(全国大会開催事業奨励金等)</p> <p>(2) 旅費 117千円(各種セミナー、協議会等参加旅費)</p> <p>(3) 需用費 1,919千円(事務消耗品 光熱水費 街路灯・観光施設内通路修繕費)</p> <p>(4) 役務費 67千円 (レンタサイクルTSマーク手数料 トイレ汲み取り料等)</p> <p>(5) 委託料 9,059千円 (中芦川観光案内看板測量設計・石和温泉駅観光案内所指定管理・公衆トイレ等清掃委託)</p> <p>(6) 使用料及び賃借料 857千円 (広告看板等借地料)</p> <p>(7) 工事請負費 2,290千円(中芦川観光案内看板及び周辺整備工事)</p> <p>(8) 負担金、補助及び交付金 50,610千円 (法令外負担金・各観光協会補助金等)</p>
10 事業で得られた成果
<p>観光客の増加はもちろん、来訪した観光客が安心して市内で滞在していただけることで、再訪も期待できる。</p>
11 事業の効果
<p>観光客が増加することで、観光消費が増え、安定した観光収入を得ることができる。</p>
12 事業実施期間
<p>継続事業</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>市が所有する観光施設であることから市が管理するべきである。 また、石和温泉郷・春日居温泉郷を訪れる観光客を増加させるためには、魅力的な看板設置や整備が必要である。更に各種観光協会等へ事業・運営補助を出すことにより、市だけでは限界がある観光宣伝事業、観光イベント事業を積極的に各団体が実施することで本市への誘客促進を図る。</p>
14 緊急性
<p>観光施設、特にトイレや看板の中には市町村合併前からのものも多く、老朽化が進んだものについては撤去の検討が必要である。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	観光総務事業
所属名	産業観光部観光商工課観光担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	観光施設等については、観光客や市民など不特定多数に提供しているサービスである。また、各種団体補助についても当該補助金で実施している観光イベントも同様に、観光客を中心に市民を含め不特定多数に提供しているサービスである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業					
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業					
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業					
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業					
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業					
評価の根拠	指定管理施設については、市内全体には民間にも同様のサービスはあるが、指定管理委託をしている芦川町には、飲食店や体験施設がないため、補完している施設である。また、同指定管理施設である観光案内所についても、観光協会等でも実施はしているが、JRを利用して来訪される観光客への観光案内を中心に実施している。各種団体補助については、民間ではできない事業である。					
	①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/>	はい	<input type="radio"/>	いいえ	
拡充の理由						

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業	
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業	
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業	
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業	
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業	
評価の根拠	観光客の増加と市民の安全性を目的に観光施設の管理は、必要不可欠である。また、各種団体補助への補助金等については、市では限界がある観光宣伝・観光イベント事業を実施してもらうことで、観光客の誘客促進を図ることができる。	
	いつから、いつまで実施しなければならないのか	継続的

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	観光総務事業に係る事業は市民というより、観光客を中心に実施している事業である。しかし、指定管理施設やその他の管理している観光施設は観光客だけではなく、市民の利用もされている。

評価調査

事務事業名	観光総務事業
所属名	産業観光部観光商工課観光担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	観光施設のうち、指定管理施設については、適切に委託しており、その他の施設の管理料についても、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、可能な限り、シルバー人材センターへ委託をしている。また、さくら温泉通りの桜の管理については旅館等で組織するさくら温泉通り会に委託することで、より効果的に業務を執行できる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	75,378,026	円	宿泊者数	1,532,103	人	受益者あたりのコスト	49.20	円
			受益者数 (b)			(a/b)		
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	観光施設観光費については、電気料、水道料等、また指定管理委託料のため妥当である。各種団体補助については、観光宣伝・観光イベント経費の一部を補助しているため妥当である。							
コスト削減のための方策について記載								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	65,398,906円		70,318,609円		67,527,970円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正職員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再任用職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱託職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨時職員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)		73,248,962円		78,168,665円		75,378,026円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		73,248,962円		78,168,665円		75,378,026円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	観光総務事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	石和温泉郷誕生と同時に植栽され、春の桜の名勝の一つとなっているため、植栽管理及び老木の伐採、更新を行っていく必要がある。 管理については、植栽時の経過もあることから旅館関係者自らが主体となって行っていくことが大切であると考え。また、経費についても民間事業者委託と比較しても安価で行えている。(公園管理単価と比較)
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	本事業の中に、施設の維持管理に関する経費や団体への補助金など、様々な小事業が混在しており、個々の事務事業の目的が分かりにくくなっているため、予算立てを整理する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		竜沢 真弓
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	観光商工課観光担当
款	商工費_07	項	商工費_01		目 03観光費
大事業	観光イベント事業費		中事業	観光イベント事業費	
1 事務事業の目的					
観光客誘客促進のため					
2 事務事業の対象					
観光客					
3 現在の状態					
<p>笛吹市が主催している「笛吹川石和鶺鴒」と「ハウス桃宴」について関係経費を計上。笛吹川石和鶺鴒については通常の鶺鴒飼育施設の管理費(井戸代・電気料等)の経費を支出しているため、経常経費である。</p> <p>ハウス桃宴については笛吹農業協同組合への委託料が主となり、協力して実施している。</p>					
4 経緯					
<p>鶺鴒事業については、飼育は個人へ飼育委託をしている。飼育に伴う鶺鴒舎の井戸水代、冷蔵庫・冷凍庫の電気代については、市の支払となっている。また7月20日から開催される笛吹川石和鶺鴒実演のための鶺鴒保存会へ補助金を支出することにより、鶺鴒練習、実演時の報酬等を支払っている。平成30年度に新たな鶺鴒飼育施設を建設することにより、飼育者を個人から鶺鴒保存会へ変更をする。また、ハウス桃宴については、平成2年度より実施しており、指定日に花を開花させるための管理費、開園中の受付・案内業務はJAふえふきへ委託をしている。開園中に必要な仮設トイレや紅白幕、ガーデンテーブルセットなどの備品賃借については市が直接支出している。平成30年度には第30回を迎えることから盛大に実施していきたい。</p>					
5 根拠法令					
特になし					
6 ニーズ					
<p>笛吹川石和鶺鴒は、笛吹市夏祭りの皮切りであり、年々来場者は増加している。首都圏から一番近い「鶺鴒」であることから、観光客からの要望も強い事業である。また、ハウス桃宴については、閑散期である2月に開催されることから、全国からの観光客、特にリピーターも多い事業である。</p>					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
<p>鶺鴒事業については、全国で12箇所開催されている「鶺鴒」の中で唯一の漁法であるが、鶺鴒として全国的に知名度があるのは岐阜や京都となっている。そのため、首都圏から近い、全国でも唯一の漁法、全国でも唯一鶺鴒体験ができる、というキャッチフレーズで観光宣伝を更に強化していく必要がある。また、ハウス桃宴については、飲食については、自由に持ち込みとなっているが、ハウス内での購入を要望される観光客も多いことから、出店の検討も必要である。</p>					
8 必要性					
<p>笛吹川石和鶺鴒は、本地域に800年以上前から伝わる伝説に基づき、昭和51年から開催されている事業であることから観光面だけでなく、歴史的観点でも本地域の魅力の1つである。また、ハウス桃宴については、観光の閑散期となるシーズンに開催することから、本市における2月～3月の観光客の誘客に繋がっている。</p>					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1. 事業内容＝笛吹川石和鶉飼・日本一早いお花見 ハウス桃宴イベントを実施</p> <p>2. 歳入＝</p> <p>(1)ハウス桃宴事業売上 1,501千円</p> <p>3. 歳出＝</p> <p>(1)旅費 25千円</p> <p>(2)需用費 379千円(消耗品費31 食糧費30 光熱水費318)</p> <p>(3)役務費 49千円(鶉飼育施設電気申請手数料)</p> <p>(4)委託料 7,641千円</p> <p>(鶉飼育施設測量委託494 ハウス桃園管理3,990 海鶉捕獲業務委託409 海鶉飼育管理1,098 ハウス桃園受付案内 514)</p> <p>(5)使用料及び賃借料 464千円</p> <p>(ハウス桃机・トイレ284,040 ハウス桃宴用ガーデンセット105,840 鶉飼育施設賃借料70,000)</p> <p>(6)工事請負費 8,114千円</p> <p>(既存鶉飼育施設井戸ポンプ等撤去・移設864 鶉小屋建設工事 7,250)</p> <p>(7)負担金、補助及び交付金 74,951千円</p> <p>(笛吹市観光物産連盟(春夏まつり、スポーツイベント)補助金 鶉飼保存会3,500)</p>
10 事業で得られた成果
<p>笛吹川石和鶉飼については、笛吹市夏祭りのスタートイベントであり、果物狩りのトップシーズンの期間である事から、夜間のイベントを実施することにより日帰り観光客を宿泊へと繋げている。また、ハウス桃宴事業については、外気温が10度を下回る時期にもかかわらず、ハウス内は22度程度を保っており、北海道から沖縄までの個人、団体旅行者が経由地ではなく、目的地として来場され、本市の閑散期に観光客を誘客する大きな手段となっている。</p>
11 事業の効果
<p>夜間イベントを開催することで、宿泊を伴う観光客の誘客促進を図ることができる。また、閑散期のイベントを長期間、また定休日なしで開催することで、インバウンド観光客の増加も見込まれる。</p>
12 事業実施期間
<p>継続事業</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>笛吹川石和鶉飼については、入場料等を徴収しているわけでもなく、収益事業ではない。また、ハウス桃宴も入園料は園主へ支払うことで補償費の一部として補填しているため、収益事業ではない。そのため、行政が主催をしている。</p>
14 緊急性
<p>なし</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	観光イベント事業
所属名	産業観光部観光商工課観光担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	笛吹川石和鵜飼は全国で唯一の漁法として、またハウス桃宴事業は日本一早い桃のお花見として県内外のお客様に定着している。これは、本市をPRするためにも宣伝効果の高い事業である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	ハウス桃宴事業は、JAはもちろん、ハウス桃農家との連携が最も重要な事業である。受付や農家との調整、また会場までの案内は民間であるJAへ委託をして市も連携して実施している。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	ハウス桃宴事業は日本一の桃の生産地であることを広くPRするためには必要な事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	継続実施

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	観光客の誘客促進事業として捕らえているため、市民ニーズという観点ではない。

評価調書

事務事業名	観光イベント事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	ハウス桃宴事業については、原則JAへの委託事業となっているが、開園式については、市イベントとして実施している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	13,603,056	円	観光客 受益者数 (b)	2,380	人	受益者あたりのコスト (a/b)	5,715.57	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	笛吹川石和鶴飼事業は、経常経費(水道料・電気料等)のほかには、笛吹川石和鶴飼保存会への補助金であり、事業実演のための必要経費を計上しているため、妥当である。また、ハウス桃宴事業については、JAふえふきと委託している事業ではあるが、ハウス桃農家への補償等が主であり、本来であれば、これ以上の経費がかかっているとのこと。(加温のための重油の高騰など)							
コスト削減のための方策について記載								
なし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	5,753,000円		5,753,000円		5,753,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費(①+②)		13,603,056円		13,603,056円		13,603,056円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		13,603,056円		13,603,056円		13,603,056円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	観光イベント事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 開花時期を合わせる中で温度管理等行い、収穫時の収益を度外視したリスクを持った事業であり、民間事業者には難しい事業と思われる。年間を通した「笛吹物語」のスタートの事業として位置づけられており、また、日本一の桃の産地として、全国への情報発信(毎年TV等で取り扱ってもらっている)もできていることから継続した取組みは必要と考える。
○		
●		
○		
○		
○		
○		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 観光振興を図るため事業自体は継続する必要がある。ハウス桃宴について、事業本来の枠組みや目的を考え、現在の実施方法を見直す必要があると考えられる。具体的には、期間中の桃畑の借上げ及び収穫物の補償等については、直接農家と契約する。ハウス桃宴開園中の受付、案内業務については、事業者へ委託するというように、それぞれの趣旨や内容を踏まえた上で、整理が必要である。笛吹川石和鵜飼については、本来、市で行う事業を鵜飼保存会へ依頼し実施していることから、補助金ではなく業務委託すべきと考える。なお、これについては、現在は業務委託となっている。
○		
○		
●		
○		
○		
○		

5 第3次評価

総合評価	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input checked="" type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統合 <input type="radio"/> 廃止	評価の根拠 上記のとおり
○		
○		
●		
○		
○		
○		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		竜沢 真弓
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	観光商工課観光担当
款	商工費_07	項	商工費_01		目 03観光費
大事業	観光宣伝事業費		中事業	観光宣伝事業費	
1 事務事業の目的					
<p>笛吹市総合観光パンフレットやイベントパンフレットの製作及び配布、また、TV、ラジオ、雑誌等の広告媒体を活用した広報活動を積極的に行うことで本市への誘客促進を図る。また、本市の大きな観光資源である石和温泉郷にあるさくら温泉通りの桜の管理事業を実施することで春の観光誘客に繋げる。</p>					
2 事務事業の対象					
観光客					
3 現在の状態					
<p>現在の総合観光パンフレットについては「地域の魅力を伝える！親切な観光案内のデザイン」という全国の官公庁他が作成するパンフレットの中で山梨県で唯一選定されるなど、注目されている。また、県内外のテレビや旅行雑誌を中心としてメディアを活用することにより、本市の観光PRをしている。宣伝エリアについては、旅館・ホテルの宿泊者のアンケート結果や地域の人口動向などから重点エリアを選定しPRしている。(現在は東京、茨城、埼玉、群馬、神奈川、大阪)</p>					
4 経緯					
<p>メディアを使ったPRについては、無料広告だけでは限界があり、イベントごとのターゲット層にあったメディアを活用することにより、効果的にPRしている。(例)桃源郷ウォークは中高年の参加者が多いため、新聞をメインPRしている。また、首都圏からの参加者が多いため、団体旅行向けに旅行会社へのPRも強化している。川中島合戦戦国絵巻については、比較的若年層に好まれる参加型イベントであるため、旅行雑誌やネット系広告などでPRしている。</p>					
5 根拠法令					
特になし					
6 ニーズ					
<p>観光客の本市におけるニーズとしては、春は花、夏・秋はフルーツ、冬は温泉がメインとなっている。春夏秋冬それぞれのイベントを中心に3ヶ月前くらいからPRすることで、旅行者の興味を得ることができ、長期の休みのみならず、休日に本市を訪れるきっかけ作りになる。さくら温泉通りの桜については、通りの名前になっているとおり、宿泊した観光客は夜のさくら温泉通りの桜とイルミネーションを楽しみにしている。</p>					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
<p>観光客のニーズがモノ消費からコト消費に変化していることから、閑散期である冬のメインとなる温泉をいかにPRしていくのかを検討する必要がある。ただ単に温泉というだけでは集客が難しく、旅館でも体験できるプログラムの構築などが必要である。またイベントごとに宣伝媒体も選定する必要がある。また、さくら温泉通りの桜は石和温泉を象徴するものの1つであり、今後も維持管理していくためには軽剪定、伐採、植替えが必要である。</p>					
8 必要性					
<p>観光客が目的地を決定する際の、コンテンツの1つとして検討するためには、より多くの方の目に入るような観光宣伝が必要である。春夏秋冬、目的地となる笛吹市を目指すためには、若年層から高齢者層まで、それぞれが興味を持っている広告媒体を選定する。観光客が増加することで、市内観光事業者のみならず、本市の果実の価値を向上させることで農業従事者の確保につながる。</p>					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1. 事業内容＝笛吹市で行う総合観光パンフレットやイベントパンフレットの作成及び配布、またTV、ラジオ、雑誌等の広告媒体を活用した広告宣伝事業を実施。</p> <p>2. 歳入＝</p> <p>(1) 地域振興基金利子 16,000千円</p> <p>3. 歳出＝</p> <p>(1) 旅費 389千円(海外トップセールス・4市連携事業キャンペーン等旅費)</p> <p>(2) 需用費 2,456千円 (贈答用ワイン・果物等代・旅行会社招致事業用食糧費・観光パンフレット印刷代)</p> <p>(3) 役員費 779千円 (パンフレット送付料 高速バス内広告料 ・旅行会社招致事業参加者保険料)</p> <p>(4) 委託料 1,296千円(観光防災情報アプリ保守料)</p> <p>(5) 使用料及び賃借料 190千(旅行会社招致事業用工場見学料及び宿泊料)</p> <p>(6) 工事請負費3,660千円(さくら温泉通り植栽改修工事)</p> <p>(7) 備品購入費92千円(テレビ出演時笛吹物語バックボード)</p> <p>(8) 負担金、補助及び交付金 21,967千円(笛吹市観光連盟補助金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>石和温泉・春日居温泉郷への宿泊者数について、平成28年度には1,425千人であったが、平成29年度には1,532千人と増加した。また、これまで4月に開催していた川中島合戦戦国絵巻を10月へ移行したことにより、4月は桃源郷春祭りを重点的に広告宣伝したことで、第2回となる桃源郷ウォークは700名の参加から2,000名の参加へと急増となった。</p>
11 事業の効果
<p>来訪者の増加による地元事業者への経済効果</p>
12 事業実施期間
<p>継続事業</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>各観光施設や観光協会、組合等の広告宣伝は、それぞれの「街」単位のPRのみとなっている。また、観光キャンペーンは徐々に観光協会へ委任してはいるが、「笛吹市」全体をPRするのは行政でなければならない。</p>
14 緊急性
<p>山梨県への観光客数は増加しているが、ほぼ富士山方面となっており、本市への入込客数は横ばい、もしくは年度によっては減少している。そのため、更なる宣伝を実施しなければ、観光客数が減少し、観光事業者を圧迫する。</p>
15 類似事業
<p>なし</p>

評価調書

事務事業名	観光宣伝事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	観光宣伝事業を実施することで、観光客へ本市の情報を提供し、本市への誘客促進を図ることができる。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	各観光協会、組合等と連携し、それぞれの役割にあった観光宣伝を実施している。 (例) 石和温泉観光協会では、温泉、宿を中心にPR 一宮・御坂観光協会では、果物を中心にPR 市としては、春夏秋冬の「旬」をPR
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	観光宣伝事業は、緊急性や切実度は低いものの、実施をしなければ、本市の魅力は発信できず、観光客の入込も減少し、本市の基幹産業である観光事業、サービス事業者を圧迫する。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成27年度～

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	観光宣伝は、県外の観光客のみならず、笛吹市民でも本市の魅力を知らない方も多く、もっと地域でも情報が手に入るような更なる手法も要望されている。(地元TV・ラジオへの出演など)

評価調書

事務事業名	観光宣伝事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	各観光協会や組合等と連携し、またそれぞれの役割を明確にすることでより効率的にPRしている。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	46,528,517	円	観光客 受益者数 (b)	3,157,115	人	受益者あたりのコスト (a/b)	14.74	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	先行型地域住民生活等緊急支援交付金で開設したアプリの保守委託料である。							
コスト削減のための方策について記載								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	40,732,984円		24,040,073円		30,828,405円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円	2.0 人	15,700,112円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	円	15,700,112円	円	15,700,112円	円	15,700,112円
③ 年間経費 (①+②)	円	56,433,096円		39,740,185円		46,528,517円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)	円	0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)	円	56,433,096円		39,740,185円		46,528,517円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	観光宣伝事業
所 属 名	産業観光部観光商工課観光担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	<p>防災対策が整った観光地としての対応は、訪れる観光客に安心感を与えることとなり、多言語によるサービスはインバウンド推進及び集客に繋がっていくものと考えます。</p> <p>また、先行型交付金での整備にもよるが、総合戦略の主な取組みの一つとなっている(インバウンド戦略を推進)ため、継続した対応は必要と考えます。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	<p>イベントだけではなく、笛吹という市の認知度を高めるために、引続き行っていくことが必要である。求められているものが日々変化しているため、事業実績やアンケートの分析結果を基に、情報発信の手法など工夫していく必要がある。また、観光資源の磨き上げや新たな発掘にも取り組むことが求められている。本事業の中に、様々な小事業が混在しており、個々の事務事業の目的が分かりにくくなっているため、予算立てを整理する必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		堀内満浩
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	観光商工課商工労働担当
款	商工費_07	項	商工費_01		目 01商工総務費
大事業	商工関係団体補助費		中事業	商工関係団体補助費	
1 事務事業の目的					
市内商工業の活性化が市内経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する。そのため、市内商工業のサポート役としての役割を持つ商工会などの関係団体へ補助を行う。					
2 事務事業の対象					
これから創業を行おうとする者 商工会 商工会会員					
3 現在の状態					
商工会会員などへ事業計画・経営指導を実施している。 市で策定している創業支援事業計画に基づきながら、創業者への経営・融資等の指導には専門性が必要なことから、経営指導員のいる笛吹市商工会にワンストップ窓口を設けて、創業支援相談・融資相談・創業に関するセミナーを実施している。					
4 経緯					
商工業を活性化を図るためにサポート役の商工会などへ補助事業を実施している。 地方における中小企業の減少傾向がある中で、地域の創業を促進させる施策として自治体が民間事業者と連携し、創業支援を行っていく取組等を示した産業競争力強化法が制定されました。それに基づき、市の創業支援事業計画が平成28年1月13日付けで経済産業大臣、総務大臣及び農林水産省関東農政局より認定を受けました。本事業計画は、平成31年度まで笛吹市商工会に相談窓口(ワンストップ窓口)を設けて創業者の支援を行うものである。					
5 根拠法令					
産業競争力強化法					
6 ニーズ					
商工会員などの商工業としては、事業継続して行く中で事業計画や経営指導(融資相談など)のニーズがある。また、創業を行う者にとっては相談窓口が一本化され利便性が高まりニーズがある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
商工会組織運営の基盤強化、会員企業の経営力強化及び地域資源を活用した地域産業活性化。通常の相談窓口のほかに年2回の「創業塾」を開催している。引き続き、創業者の事業立上げや経営サポートを行っていくことが必要となる。					
8 必要性					
市内商工業の活性化のため必要な経費であり妥当である。 現在の体制では、商工業をサポートするために商工会の役割及び創業支援者に対するワンストップ窓口は必要であり、市だけで対応サポートすることには限界がある。					

9 昨年度実施した事業内容
1 実施内容 (1) 会員への巡回・窓口相談指導、金融指導 (2) 会員への経営力向上支援(講習会・専門家派遣事業) (3) 会員への申告・決算指導 (4) 地域産業活性化(一店逸品創出支援事業等) (5) 観光・地域振興対策(ぶどうEXPO、駅からツーリズム、AWAKEマーケット、ヌーヴォーde乾杯！) (6) 創業塾の年2回開催・創業支援ワンストップ窓口・創業融資斡旋 2 歳出 (1) 委託料 4,000千円(創業支援事業) (2) 負担金 51千円(山梨県地域産業活性化協議会) (3) 補助金 29,000千円(笛吹市商工会補助) 850千円(笛吹市ワイン会補助) 195千円(中小企業者経営改善資金利子補給)
10 事業で得られた成果
創業数 平成28年度 7件 平成29年度 5件 ※ 平成29年度創業塾受講者の中で創業準備が複数あり。 市内商工業の活性化が市内経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与した。
11 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ これから創業を行おうとする者 ⇒ 1箇所で様々なサポートを受けることができた。 ・ 商工会 ⇒ 創業を行おうとする者に様々な対応を行うことができた。商工会員の確保 ・ 商工会会員 ⇒ 事業経営や運営を進めていくなかでのサポートを受けることができた。 ・ その他 ⇒ 商工業が活性化することにより、雇用拡大・税収増加が見込め地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与している。
12 事業実施期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続(笛吹市商工会補助) ・ 平成28年度～平成31年度(創業支援事業 債務負担行為済み)
13 行政が関与する妥当性
商工業の活性化については、行政が中心と行っていくところである。しかしながら、現状を考えると行政のみでの実施は難しく、創業支援事業計画で記載されている笛吹市商工会・やまなし産業支援機構・市内金融機関・山梨県信用保証協会などと連携して実施していく必要がある。
14 緊急性
市内商工業のサポート役としての商工会の役割は大きく、補助は必要不可欠である。また、創業支援計画に基づく「ワンストップ窓口」も現在の組織体制では必要不可欠である。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	商工関係団体補助費
所属名	産業観光部観光商工課商工労働担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市内商工業の活性化が市内経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する。そのため、市内商工業のサポート役としての役割を持つ商工会などの関係団体への補助は必要不可欠である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	市内経済の持続的な発展及び市民生活の向上を推進していく中で、行政の役割は重要あり、さらに商工会等と連携して行っていく必要がある。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	あ

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	更に、商工業が活性化することにより市内経済の拡大も見込まれる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	継続

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	商工業の活性化が市内経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するので必要不可欠である。

評価調査書

事務事業名	商工関係団体補助費
所 属 名	産業観光部観光商工課商工労働担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市と商工会の連携が必要であると考えため。商工会には経営指導員が配置されており、専門的なアドバイスを提供できるため商工会への委託は妥当である。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	33,449,887	円	商工会員等 受益者数 (b)	1,759	人	受益者あたりのコスト (a/b)	19,016.42	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	商工会の事業実績などから判断するとコストは妥当であると考え。また、創業支援計画に基づき「ワンストップ窓口」を設置し専門員を配置しておりコストは妥当であると考え。							
コスト削減のための方策について記載								
なし								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	29,861,000円		30,029,000円		30,045,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.4 人	3,140,022円	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.5 人	1,049,870円	0.5 人	1,049,870円	0.5 人	1,049,870円
	人件費計	4,189,892円		3,404,887円		3,404,887円	
③ 年間経費 (①+②)		34,050,892円		33,433,887円		33,449,887円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		34,050,892円		33,433,887円		33,449,887円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	商工関係団体補助費
所 属 名	産業観光部観光商工課商工労働担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」による支援事業であり、H28年度～H31年度を事業計画期間としている。 支援事業等を活用した創業者には金融機関等からの融資も優先的に受けられるようになっている。 年間30件余りの相談があり、その内数件が創業に結びついている。今後、国の制度継続がされるかによるが、事業効果など検証する中で事業継続を検討していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	市の活性化のためには、中小企業及び個人事業主発展並びに雇用の安定及び拡大が重要であり、継続して行っていく必要がある。 補助金が予算の大半を占めており、補助する目的と内容が、創業者及び市民ニーズに合うよう見直し、成果をあげられるよう工夫する必要がある。 創業支援事業の委託について、商工会が通常行っている業務との違いがあるのか、補助金となっていないかを検証する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		若杉孝一
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林振興課農産推進担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 水産業費_03
大事業	農産物等消費拡大宣伝事業		中事業	農産物等消費拡大宣伝事業	
1 事務事業の目的					
本市農産物等に対する笛吹ブランドの確立を図るとともに、生産者の農業所得の維持・向上と併せ本市農業の振興を目的としている。					
2 事務事業の対象					
市内農業者、農業法人 県内外並びに国外の市場及び小売関係者また消費者					
3 現在の状態					
農協と協同して東京を中心とする京浜地区並びに大阪を中心に中京関西地区でトップセールスを実施している。また、新たな市場開拓を目的に東南アジアを中心にトップセールスを実施している。					
4 経緯					
平成16年度笛吹市となったが、知名度が無かったため果樹の消費宣伝と笛吹市の知名度を上げるために始まったが、平成17年に栽培面積及び生産量が日本一であることから「桃・ぶどう日本一の郷」を宣言し、その維持と農業所得向上を目指し事業を展開して笛吹ブランドの確立に取り組んできている。 また、共選所ごとに個別の資材を展開していたが、JAふえふきで統一したことで笛吹ブランドとして産地間競争に勝ち抜き取り組みを行ってきた。					
5 根拠法令					
根拠となる法令なし					
6 ニーズ					
市場及び小売関係者から生産地側へ出荷量また安定した高品質農産物の生産の要求がある。消費者の需要として消費に対する対価は満足度により決定する傾向が強い。 本市の農業振興を図るために、本市農産物は味・質・色等高品質であることを市場及び小売関係者また消費者にPRすることで笛吹市農産物の付加価値を認識してもらい、単価の維持向上から農業所得の維持向上を図る必要がある。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
市場及び小売関係者また消費者へ笛吹市農産物の品質を認識また信頼してもらうために、出荷ピークを踏まえ事前に事業を実施することが効果的で、かつ継続的に事業を実施することにより、笛吹市農産物の信頼の向上に努めている。 事業の効果を上げるためには全国で実施すべきであるが、時間等諸条件から不可能であるため、巨大消費地を中心に事業を実施している。					
8 必要性					
魅力的で安定的な農業を継続するために、市場及び小売関係者また消費者から信頼される生産地また信頼される本市農産物「笛吹ブランド」の確立を図り、農業所得の向上、担い手確保につなげる必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容	
1 実施内容	<p>(1)JAと協同で行う消費拡大宣伝事業 JAふえふき:東京・大田市場ほか、関西・大阪本場市場ほか、横浜・桃の日、 東京・築地(シャインマスカット)、山梨中央青果市場(柿) 海外トップセールス(タイ王国) JAフルーツ山梨:東京・大田市場</p> <p>(2)国内消費宣伝事業 館山市等 (2)販売資材作成 ポスター500枚</p>
2 歳出	<p>(1)費用弁償 40千円(海外トップセールス時の費用弁償) (2)普通旅費 107千円(海外トップセールス及び県外出張旅費) (3)消耗品費 315千円(桃、ブドウ、ワイン、印刷用トナー等) (4)印刷製本費 39千円(名刺印刷) (5)手数料 5千円(法被クリーニング代) (6)委託料 4,591千円(JAふえふき、JAフルーツ山梨、ポスター作成、館山への輸送)</p>
10 事業で得られた成果	
<p>市場や消費者の意見から、産地に求めるものやブランド力として、農産物の質と量の重要性が求められている。また、笛吹市のPRができています。 桃は若干の収穫量の落ち込みはありますが単価が比較的良いため生産額はほぼ横ばい状況である。ブドウは雪害の影響により一時大きく収穫量が落ち込んだか、近年は、全体で収穫量及び生産額が回復傾向にある。</p>	
11 事業の効果	
<p>笛吹市産の農産物の消費拡大、農業者の所得向上、笛吹ブランドの向上 具体的には、収穫量はピーク時より落ちているものの単価が高水準のため生産額は維持されている状況である。</p>	
12 事業実施期間	
<p>市場及び小売関係者また消費者からの信頼を得るため、毎年事業の継続が必要</p>	
13 行政が関与する妥当性	
<p>果樹の消費宣伝と笛吹市の知名度向上のため必要な事業である。 市場及び小売関係者また消費者からの信頼を得るため、市長が参加するトップセールスは効果が大きい。 笛吹農協と協同で実施する事業においては、主体を笛吹農協が行っていることから、事業費の負担割合は覚書により原則市は4割負担となっている。</p>	
14 緊急性	
<p>緊急に事業を実施するものではなく、必要性に記載のとおり必要性があるため事業を実施するものである。</p>	
15 類似事業	
<p>なし</p>	

評価調書

事務事業名	農産物等消費拡大宣伝事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	桃・ぶどうを主とする果実及び市内産農畜水産物及びその加工品等について国内外で消費宣伝事業を行うことで、笛吹ブランドの確立を目指している。国内外の需要を取り込み、果物の需要と価格の均衡を図ることにより、市内農家の農業所得の維持・増大と農業の活性化を目指すことからこのような評価を行った。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	JAふえふき・JAフルーツ山梨においても同様の消費宣伝を行っているが、市長のトップセールスを行うことにより、話題性も上がり事業の効果が格段に向上することができる。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	日本国内では少子高齢化による人口減少が進み、将来は果実の消費拡大が難しいことが予想されるため、市の基幹産業である農業の発展を図り、果樹農家が中心となる市内農家の農業所得の維持・増大と農業の活性化を目指すため、上記のように評価した。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	今後も恒久的に実施する予定

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	国内外での市内農産物のブランドの確立を目指していることから、市民ニーズに関わらず、実施が必要な事業である。

評価調査書

事務事業名	農産物等消費拡大宣伝事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市内の多くの農業者は農協の組合員であることと併せ、JAふえふき・JAフルーツ山梨は日頃から市場関係者との取引があり、消費者のニーズを把握している団体であることから、消費拡大事業の委託に適していると評価した。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	10,592,039	円	市内農家 受益者数 (b)	11,892	人	受益者あたりのコスト (a/b)	890.69	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	本市の主産業である1次産業の支援であるが、観光との連携また本市のPR効果もあり、本市の魅力を継続的に発揮するために十分効果がある。 効果とは市場関係者及び消費者との笛吹市、生産者、笛吹市農産物に対する信頼の構築及び魅力の発信であって、農業所得の維持・向上、来市者の数、市産業の振興にある。 コスト削減のための方策について記載 消費者ニーズを的確に把握している農協と連携を図ることで、サービス向上とコスト削減が図れる可能性がある。							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	6,179,000円		5,829,000円		5,097,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.7 人	5,495,039円	0.7 人	5,495,039円	0.7 人	5,495,039円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計 円	5,495,039円		5,495,039円		5,495,039円	
③ 年間経費 (①+②)	円	11,674,039円		11,324,039円		10,592,039円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)	円	0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)	円	11,674,039円		11,324,039円		10,592,039円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	農産物等消費拡大宣伝事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	「桃・ぶどう日本一の郷 笛吹市」を標榜し、シティプロモーションの一番の売りでもあるとともに、本市の主産業である農業の支援策として継続する必要性は十分ある。また、観光との連携により本市の魅力をより効果的に引き出すことができるため継続していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	農業の活性化のため引続き行う必要がある。台湾、タイなど、海外への取組は、新たな販路を開拓するための事業として評価できる。一方、国内への取組については、JAと取引のある市場や小売を中心に行ってきたことから、信頼関係を築くという意味では、一定の効果があるものの、消費者への笛吹市の知名度向上及び消費拡大という面では、更なる成果を出す必要がある。消費者に対し、山梨県の農産物ではなく「笛吹市の農産物」という印象付けをしていくことが求められている。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		若杉孝一
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林振興課農産推進担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目
					水産業費_03
大事業	農業振興地域整備対策費		中事業	優良農地等確保促進事業	
1 事務事業の目的					
<p>笛吹農業振興地域整備計画の管理及び農村地域工業等導入実施計画の管理を適正に行い、農業振興を図ることが必要と認められる地域の、農業の健全な発展を図るとともに国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としている。</p>					
2 事務事業の対象					
<p>農業振興を図ることが必要と認められる地域(市内全域:農業振興地域 19957ha)に農地を所有している者。また、国土資源の合理的な利用を図る者(農業者、事業者)。</p>					
3 現在の状態					
<p>農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用を図るため、笛吹農業振興地域整備計画は5年に1回総合見直しを行っているほか、社会情勢・経済情勢等の変化により必要が生じたときに随時見直しを行っている。一般の方の案件を扱う随時見直しについては、総合見直し、農村地域工業等導入実施計画の見直しの時には行えないことから、概ね2年に1回となっている。農村地域工業等導入実施計画については概ね5年に1回見直している。</p>					
4 経緯					
<p>農業・農村の振興のために必要な整備を図るとともに優良農地の確保を目的とした農業振興地域の整備に関する法律と、農地の集団化と雇用創出という農業と工業等との均衡ある発展を目的とした農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき適正な農地の管理を進めてきた。</p>					
5 根拠法令					
<p>農業振興地域の整備に関する法律、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</p>					
6 ニーズ					
<p>農地から宅地等へ土地利用を図るため、直近の随時見直しでは概ね150件の相談を受け、制度との整合を図る中で具体性があり緊急性が認められる必要最小限な84件、84,276.08㎡を農振農用地から除外し、農業振興を図る土地として69,890㎡を編入した。 しかし、随時見直しが終了してまもなく、農地から宅地等へ土地利用を図りたい事業者等から次回の随時見直しの時期について多く問い合わせが寄せられている。</p>					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
<p>除外の件数、面積が多いことにより、優良農地となる一団の農用地の確保、面積の維持が厳しい状況であるが、経済状況が良いことから事業地としての需要があることと、農業者の高齢化及び後継者不足から耕作が難しい農地については容易に手放す考えの農業者が増えていることが考えられる。編入案件が多い状況については、除外の申し出時は具体性があり緊急性があった案件も、社会情勢・経済情勢の変化が早いことから、申し出から除外までに約1年時間を要する関係で、必要性が薄れた案件もあると考えられる。</p>					
8 必要性					
<p>農業・農村の振興のために必要な整備を図るとともに優良農地の確保のため、適切な農業振興地域整備計画の管理及び農地の集団化と雇用創出という農業と工業等との均衡ある発展を目的とした農村地域工業等導入実施計画の管理が必要</p>					

9 昨年度実施した事業内容	
1 実施内容	(1)農振随時見直し ・相談受付け業務:6月～9月、資料作成:10月～12月、県協議:12月～3月 ・農振管理業務に伴う代休:9日、残業:約350時間 (2)農振問い合わせ対応:電話・約300件、窓口多数
2 歳出	(1)食糧費 6千円(市農振協議会時のお茶代) (2)委託料 1,839千円(農振システム保守・更新業務ほか)
10 事業で得られた成果	
農振農用地の面積は若干減ったものの、適切な農振管理のもと優良農地の確保が図れた。	
11 事業の効果	
農業生産の基盤となる優良農地の確保は、本市の主産業である農業の維持とともに地域固有の農村景観は観光産業にも寄与している。	
12 事業実施期間	
農村地域工業等導入実施計画の見直し・・・平成30年度 笛吹農業振興地域整備計画の総合見直し・・・次回は平成33年度予定 笛吹農業振興地域整備計画の随時見直し・・・次回は農工計画見直し後、平成31年予定	
13 行政が関与する妥当性	
優良農地確保・農地対策のため、都市計画マスタープランとの整合を図り、秩序ある管理が必要	
14 緊急性	
社会情勢、経済情勢の変化により見直しの必要が生じるが、事業者、農業者、農地所有者は人数も多く個々の経済状況等も多岐に渡るため、農振除外の問い合わせの多さは常態化している。しかし、農業の健全な発展を図るために優良農地の確保が必要であることから、厳正かつ秩序ある管理を行う必要がある。	
15 類似事業	
なし	

評価調書

事務事業名	優良農地等確保促進事業
所属名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	法令等により農地等を管理する事業であるが、社会情勢等の変化により必要が生じた場合は随時見直しを行うため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業			
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業			
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業			
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業			
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業			
評価の根拠	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく適正な農地の管理、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づく農業と工業等との均衡ある発展のため、秩序ある農地以外への利用を促すため行政が関与する必要はある。			
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ		
拡充の理由				

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業			
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業			
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業			
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業			
評価の根拠	総合見直しは法令等に基づき概ね5年に1回実施するが、社会情勢、経済情勢等の変化により必要が生じた場合は随時見直しを行うため。			
いつから、いつまで実施しなければならないのか	総合見直しは5年に1回。随時見直しは社会情勢等の変化により必要が生じたとき			

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業			
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業			
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業			
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である			
評価の根拠	総合見直しは市民ニーズに関係なく実施するが、随時見直しは子供の住宅建設や土地所有者が個々に抱える高齢化や農業後継者不足という問題と経済状況に応じた事業地としての土地利用に関係して必要になり、近年の随時見直しの件数及び除外面積はほぼ横ばい傾向であったが平成29年度に実施した随時見直しは増加傾向となった。			

評価調書

事務事業名	優良農地等確保促進事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	本市の笛吹農業振興地域整備計画及び農村地域工業等導入実施計画の管理事業であるため直営で行わなければならないが、業務の一部である農村地域工業等導入実施計画書の作成また農振農用地システムの保守及び変更は委託している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	14,825,727	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	212.22	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	業務を補う最小限の経費であり、経費とコストに対する評価は妥当と判断した。 ※受益者(対象者)は、農業振興地域の土地所有者、農業者、事業者である。事業者は全国に広がり対象者を絞ることが困難であることから、農業振興地域には用途地域を含んでいないが、用途地域の事業者は対象になるため、最小限の対象範囲を市として市民を受益者数とした。 コスト削減のための方策について記載 農振農用地システムの保守及び変更については、固定資産のシステムからのデータ移行等を行っており、他の担当で使用しているシステムと連動を図っている。							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	1,706,530円		2,005,689円		1,845,071円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円
	再 任 用 職 員	0.5 人	1,205,572円	0.5 人	1,205,572円	0.5 人	1,205,572円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	12,980,656円		12,980,656円		12,980,656円	
③ 年間経費(①+②)		14,687,186円		14,986,345円		14,825,727円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		14,687,186円		14,986,345円		14,825,727円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	優良農地等確保促進事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農産推進担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	制度的に定期的な計画の見直しは必要であり、市民からの要望も増加傾向にある。特に、随時の見直しの毎年度実施への要望は多く、山梨市、甲州市などでは毎年見直しを実施していることから、対応について検討していく必要がある。 なお、委託部分については継続していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	農業者の高齢化や担い手不足など、課題を抱えている中、農業振興のため、様々な施策を講じている。一方で、農地から宅地等へ変更したい旨の問合せが多数あり、優良農地の確保という目的とのバランスが非常に難しい状況であると思われる。都市計画マスタープラン等、各種計画との連携を取りながら、農業振興地域整備計画の見直しについて検討する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		降矢 昇 ・ 久保田 峻	
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林振興課農林経営担当	
款	農林水産業費_06	項	林業費_02		目	林業費_02
大事業	林業総務費		中事業	松くい虫防除事業		
1 事務事業の目的						
松くい虫をはじめとする森林病虫害等のまん延を防止し、森林の多面的機能を保持、森林所有者等が行う松くい虫等被害への対策事業を実施し、市民の安心・安全を守る。						
2 事務事業の対象						
松くい虫被害が発生している山林及び松くい虫被害の発生が予想される山林						
3 現在の状態						
市内の山林等において松くい虫による被害が発生し、森林の持つ多面的機能の悪化が懸念されている。 ※森林の多面的機能とは…生物多様性保全・地球環境保全・土砂災害防止機能・水源涵養機能・快適環境形成機能・保険レクリエーション機能・文化機能・物質生産機能の森林が持つ多くの機能を総称した用語です。						
4 経緯						
山梨県森林病虫害等防除事業実施要領(昭和60年7月16日森整第7-22号)に基づき、森林病虫害等の防止事業を継続して実施している。						
5 根拠法令						
山梨県森林病虫害等防除事業実施要領						
6 ニーズ						
狭義では山林所有者以外の市民ニーズは低いと考えられる。広義では市内の森林等において松くい虫による被害拡大を防ぎ、森林の持つ多面的機能を保つことにより、土砂崩れ等の自然災害発生を未然に防いでいる点を鑑みると、市民ニーズは高いと考えられる。						
7 ニーズを踏まえた課題認識						
松くい虫被害が無くなることはないこと。松くい虫被害地から被害を受けていない山林への被害拡大を防止しているという現状である。しかし、本事業を中止すると一層松くい虫被害が拡大し、森林が持つ多面的機能が失われてしまう。また、枯死した松を放置すると、暴風雨での倒木の可能性及び土砂災害が発生しやすくなり、非常に危険である。						
8 必要性						
市内の山林等において松くい虫による被害が発生し、山林の持つ多面的機能の悪化が懸念されるため、被害拡大防止を目的に、松くい虫被害対策事業を実施する必要がある。						

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容＝松くい虫被害のまん延防止を行った。</p> <p>2 歳入＝</p> <p>(1) 国庫補助金 2,609千円(造林事業費補助金)</p> <p>(2) 県補助金 5,623千円 (造林事業費補助金・被害総合対策事業費補助金)</p> <p>3 歳出＝</p> <p>(1) 委託料 13,997千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹幹注入 :1,313,280円 ・枯損木除去:7,464,591円 ・くん蒸 : 768,960円 ・薬剤散布 :4,450,680円
10 事業で得られた成果
松くい虫等の森林病虫害のまん延を防止
11 事業の効果
被害予防することで、森林の持つ多面的機能の保全が図られ、災害等の軽減及び森林景観保全することができた。
12 事業実施期間
5月～12月…衛生伐(くん蒸・薬剤) 7月～3月…枯損木除去 11月～12月…樹幹注入 毎年継続して事業を実施する。
13 行政が関与する妥当性
森林整備は自然災害の未然防止等の観点からも、公共性が強い事業であり、森林病虫害等のまん延を防止、自然災害防止及び森林景観保全のため必要な事業として妥当である。
14 緊急性
森林の多面的機能を損失させず、その機能を保つためにも、緊急性を要する。特に枯死木の道路への倒木の危険がある場合、より一層の緊急性を要する。
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	松くい虫防除事業
所属名	産業観光部農林振興課

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	森林の多面的機能を保持することで、土砂崩れ等を未然に防止し、市民の日常生活を守る。また、既に枯死した松が暴風雨で倒木し、市民生活への支障未然に防止するため伐倒駆除する。このことから、上記のような評価を行った。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	国有林では国、県有林では県が、松くい虫防除事業を実施しており、国・県・市で協同して松くい虫被害拡大防止の対策を実施している。林業の採算性が極めて低い現在の状況では、公共事業として、松くい虫防除事業に取り組むことが必要不可欠である。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	土砂崩れ等を未然に防止するため、森林の多面的機能の堅持は必要不可欠な要素である。松くい虫被害を受けた松を放置すると、近隣にも被害が拡大し、多くの森林で土砂崩れ等の危険性が飛躍的に上昇してしまう。このため、優先して実施する必要がある事業と考え、上記のように評価した。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	松くい虫による松の松枯れ病被害の収束まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	暴風雨等により、土砂崩れ及び枯死した松の倒木を防ぐためにも、市民ニーズに関わらず、実施が必要な事業である。

評価調書

事務事業名	松くい虫防除事業
所 属 名	産業観光部農林振興課

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	松くい虫防除事業には、薬剤の塗布及び散布や、枯死した松を伐倒する際に倒木させる方向を決めて駆除する必要がある部分も多く、専門的な技術介入要素が多い。また、山林は足元が不安定な場所も多く、林業に不慣れな事業者が事業を実施すると、作業員の死亡事故等に繋がり、大変危険である。このことから、委託に適した事業と評価した。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	18,341,976	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	262.55	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	一度土砂災害等が発生すると、その被害額は極めて高額となる。{昨今の西日本豪雨被害額は72億円(7月12日農林水産省記者会見より)}このようなことから、市民の生命及び土砂災害の未然防止策を実施することが必要と考えられる。未然防止へのコストを考えると、経費とコストに対する評価は妥当と判断した。							
コスト削減のための方策について記載								
年度当初に山梨県が標準単価表を公表しており、本市も県が当初に公表した単価表に沿って設計を実施している。松くい虫調査に係る費用を仕様書及び設計書等で契約金額内に含ませる等のコスト削減方法を既に実施している。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	11,308,000円		11,807,000円		13,997,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.7 人	5,495,039円	0.5 人	3,925,028円	0.5 人	3,925,028円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円
	人件費計 円	5,914,987円		4,344,976円		4,344,976円	
③ 年間経費 (①+②)		17,222,987円		16,151,976円		18,341,976円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	5,607,382円		6,184,420円		8,292,895円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		5,607,382円		6,184,420円		8,292,895円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		11,615,605円		9,967,556円		10,049,081円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	松くい虫防除事業
所 属 名	産業観光部農林振興課

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	<p>松くい虫防除事業については、松枯れの被害拡大を防ぐことであり、強いては森林が持つ多面的な機能を保持することであるが、被害地域及び森林の保有形態(国有林、県有林、民有林)から、各主体が継続的に駆除、防除作業を行っていく必要がある。</p> <p>今後の被害拡大を防ぐためには、駆除作業以外にも赤松林から他の樹種への転換も含めて継続的に行うべきである。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	<p>実施している防止策については、被害に合い枯れた松を処理する方法が中心となっており、経費の大部分が、そこに使われている。対策を講じているにもかかわらず、いたちごっこのような状況が続いていると思われるため、第1次評価にもあるとおり、樹種転換や予防策としての樹幹注入を増加させるなど、改善を図る必要がある。また、事業実施箇所を選定について、明確なルールがないため、基準を設ける必要がある。</p>
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		古屋 智一
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林振興課農林経営担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 03農業振興費
大事業	03 鳥獣被害防止対策強化事業費		中事業	01 鳥獣害防止対策事業	
1 事務事業の目的					
従来から市内山際を中心とした鳥獣の出没があり、近年では、市街地での出没も増加傾向にある。これらの事案により、農業被害及び生活環境への危険性があるため、当事業を行い、有害鳥獣による被害防止を図る。					
2 事務事業の対象					
<ul style="list-style-type: none"> ・市内山際の農家及び住民 ・市内川沿いで生活する農家及び住民 					
3 現在の状態					
市の主要産業である農業における被害が発生している。また、市街地では、カラスやムクドリによって、ゴミが荒らされる等、生活へ影響も出ている。イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス等による被害は、山際で多く発生しており、個体数の調整及び獣害防止柵や電気柵等の設置を各種事業によって行っている。					
4 経緯					
平成20年より、「笛吹市鳥獣被害防止計画」の策定を行い、この計画に基づき、被害防止対策の実施を行っている。各種有害鳥獣による、被害は増加傾向にあったものの、近年では、対策が進み、増加量は減少している。しかし、依然として被害は大きい。また、里と山の境界では、耕作放棄地などの増加により、出没区域は広がっている。市街地での出没についても、増加傾向である。					
5 根拠法令					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律					
6 ニーズ					
有害鳥獣による被害は、各種鳥獣対策事業の実施、住民の意識改革等により、防除が少しずつ進んでいるが、依然として被害は甚大であり、被害面積も増加傾向にある。また、獣類の目撃情報については、件数が増加し、目撃地域も拡大している。こうしたことにより、市民の生活の安全を脅かすため、ニーズは増加している。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
農地などを守る対策として、個人対策では電気柵等の設置があるが、対策には経費と労力がかかるため、対策を取る住民は増えているものの、今後も推進する必要がある。また、山際では獣害防止柵の設置をすすめ、山と里の住み分けを図っているが、既存の柵の老朽化、設置後の管理の難しさなどにより、柵の効果を存分に発揮することは難易度が高い。また、柵の嵩上げにより、柵を越え里側にいるシカやイノシシが山へ戻れなくなるという事象も発生している。					
8 必要性					
シカ、イノシシ、サルについては、山梨県が定める第二種特定鳥獣管理計画に従い、生息数の水準調整や生息地の調整などを行っている。広域的な活動としては、猟友会への捕獲や追い払い活動などの委託を行い、個人への支援としては、電気柵等の設置補助事業などを行っている。 農作物被害については、減少しつつあるが、広域的に発生しているので今後も手を緩めず対策を講じる必要がある。					

9 昨年度実施した事業内容

猟友会による有害鳥獣の捕獲、獣害防止柵の設置、地域や農家個人が行う柵等の設置に要する費用の補助等を行う。

- 1 報償費5,800千円(※実施隊設置事業を統合、イノシシ15,000円×50頭750,000円、実施隊員報酬2,500円×2日×80人、サル30,000円×5頭150,000円、シカ15,000円×300頭4,500,000円)
- 2 旅費30千円(先進地視察研修旅費)
- 3 需用費657千円(消耗品費360,000円有害鳥獣消耗品50,000円、カラス捕獲檻等管理用餌270,000円、アメリカシロヒトリ広域防除薬剤費140,000円、食糧費96,000円銃検査、会議等食事代、光熱水費50,400円電気料、修繕料 50,000円檻等修繕料)
- 4 役務費65千円(火薬無許可譲受票交付手数料500円×130人)
- 5 委託料4,704千円(有害鳥獣駆除委託料2,550,000円 囲い柵設置管理委託 2,073,600円)
- 6 原材料費3,000千円(獣害防止柵修理及び追加箇所原材料1,000円×3,000m)
- 7 負担金、補助及び交付金2,157千円(笛吹市鳥獣害被害防止対策協議会負担金20,000円、有害鳥獣被害防止電気柵等設置補助金1,800,000円、笛吹市猟友会補助金50,000円、狩猟免許取得補助事業287,000円、狩猟免許11,200円×10人新規銃砲所持許可35,000円×5人)

10 事業で得られた成果

個人や地域の支援として、各種補助事業により対策の推進を図り、農作物被害の軽減ができています。また、シカやイノシシの個体数調整を地元猟友会が行っており、近年捕獲数は増加し、個体数の調整ができています。獣害防止柵の設置の推進により、設置箇所においては、被害軽減ができています。いずれの事業も、推進は進んでいるものの、個体数の増加や被害の多角化により、今後も事業の拡大が求められる。

11 事業の効果

捕獲による有害鳥獣の個体数減少、里に出没するシカ・イノシシの減少による住環境の安全。営農意欲の向上。

年度 : 被害額(千円) : 被害面積(アール)
 平成27年度 : 25684 : 2592
 平成28年度 : 24084 : 3213
 平成29年度 : 22484 : 3398

12 事業実施期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日(被害防止計画実施期間)

13 行政が関与する妥当性

鳥獣害被害対策のため必要な事業として妥当である。

14 緊急性

市の主要産業である農業における被害が発生しており、市街地でも、カラスやムクドリによって、ゴミが荒らされる等、生活環境への影響も出ている。また、獣類が市街地に出没する頻度や範囲も増加傾向にあり、人的被害の危険性もある。このようなことから、対応は急務である。

15 類似事業

なし

評価調書

事務事業名	鳥獣害防止対策事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農林経営担当

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	農業者を中心にサービスの提供を行っており、被害も市内広範囲に渡り、生活環境へも悪影響を与える可能性があるため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	鳥獣害対策に関する補助事業は、国や県でも行われており市の単独で行っている事業もある。個人での対応では、困難な内容も多いため、各行政機関が協力し事業展開する必要がある。また、不特定多数の市民の安全安心にもつながるため、行政が関与するに値する。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	市の主要産業である農業振興への影響、鳥獣の出没による人的被害の危険性等を鑑み、優先して行う事業である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	恒常的に

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市民からのニーズは、高い水準である。特に農業者にとっては、鳥獣被害は死活問題である。

評価調書

事務事業名	鳥獣害防止対策事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農林経営担当

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	市の内部的には、鳥獣害対策は事業内容によりいくつかの課に分かれている。また、緊急時の現場対応や各関係機関からの要望への対応は、専門的な知識を持つ者が行うほうが効果的、効率的である。鳥獣害対策の全体を総括し、対策のコーディネートをを行う専門員を雇うことで職員の異動に関わらず高い水準で事業実施できる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	23,994,396	円	鳥獣被害者 受益者数 (b)	69,000	人	受益者あたりのコスト (a/b)	347.74	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input checked="" type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	鳥獣に関する、被害量や被害金額については、減少傾向にあるが、依然として市民からの要望は多い。個人向けの対策をはじめ、山際対策、市街地対策と各地域を対象とした事業展開ができています。今後も事業規模の拡大が見込まれる。							
コスト削減のための方策について記載								
鳥獣に関する個人意識のマネジメントを行い、自助努力の意識向上を図り、個人の対策の強化を行う。被害防止対策の精度を上げることで、地域全体での防止体制の構築を図ることができ、行政が地域のマネジメントを行うことでコスト削減につなげられる。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	8,506,496円		14,202,774円		16,144,340円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円	1.0 人	7,850,056円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	7,850,056円		7,850,056円		7,850,056円	
③ 年間経費 (①+②)		16,356,552円		22,052,830円		23,994,396円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	1,152,000円		2,497,900円		3,326,600円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		1,152,000円		2,497,900円		3,326,600円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		15,204,552円		19,554,930円		20,667,796円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	鳥獣害防止対策事業
所 属 名	産業観光部 農林振興課 農林経営担当

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	被害エリアの広範囲化により、自己防衛を基本として原材料等の支給による対応では難しくなっているため、山間部に接する地域全域での対応が必要となっている。 また、最近では山間部の農業被害だけではなく、住宅地への影響も含め対応が必要であり、安全な住環境の保持という面からも対応を継続する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	市民の安全安心及び農業被害の軽減のためにも、継続して実施することで個体数を減らすことができることから、引続き行う必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		降矢 昇
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林振興課農林経営担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 03農業振興費
大事業	担い手対策事業		中事業	有機資源循環型農業推進事業	
1 事務事業の目的					
農と食と微生物を活かした地域ぐるみで取り組む農村環境の保全・バイオマス事業を推進する。					
2 事務事業の対象					
市民					
3 現在の状態					
バイオマスタウン構想推進事業については、平成25年笛吹市議会第4回定例会において、市長行政報告の中で、建設事業の中止と実証業務の縮小が方針として示され、平成30年度事業終了予定とし、平成31年度に事業実施箇所を整理し事業終結予定としているが一部事業については、廃止を惜しまれる声もあるため民間へ継承するため検討を行っている。しかし、廃プラセンター運営関係事業については継続が必要					
4 経緯					
平成19年度 バイオマスの郷づくり事業開始 平成30年度 事業終了予定 昭和49年、施設園芸が発展し使用済みの農作業廃プラスチックが増加し広域的な処理体制の確立を求められた山梨県が関係市町村農業団体と協議し「株式会社山梨県園芸用プラスチック変形センター」を設立した。昭和51年8月、再生技術等の問題により解散。昭和51年11月、公害防止と廃棄物処理技術の研究開発のため施設資産を買い取り「社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター」設立。平成25年4月、公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターとして再出発（現在の会員は、山梨県、14市町村、3農協連合会、11農協）					
5 根拠法令					
公益社団法人のため無し（詳細などは山梨県農業用廃プラスチック処理センターの概要）					
6 ニーズ					
EMを活用した、大型生ごみ処理機による生ごみ（学校給食残渣、一部地区生ごみ）を堆肥化し、使用方法の講習を受けた市民が活用している。EM活性液は、におい消しにもよく使われ、河川清掃の際に上げた泥などのおい消しや、動物の糞尿堆肥製造時にも使われている。 ※EMとは商標名であり「Effective（有用）Microorganisms（微生物）」＝有用微生物群の頭文字をとり名称としています。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
<ul style="list-style-type: none"> ・今事業を民間への事業継承などで継続できるよう検討が必要 ・民間継承した際、市内の学校プール清掃時の藻を分解させたり、河川清掃後の泥の臭い消しとして土木課などで区などに配布していた活性液を確保できるか。 ・講習を受け、EM堆肥を使用していた方たちへの堆肥の提供が引き続きできるか。 					
8 必要性					
バイオマスタウン構想推進事業については、民間へ継承することが出来れば、市で継続する必要は無い。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>事業内容:EMを活用した、大型生ごみ処理機による生ごみ(学校給食残渣、一部地区生ごみ)を堆肥化し、使用法方法の講習を受けた市民が活用した。</p> <p>歳出:</p> <p>①需用費 1,554千円(生分解性ゴミ袋購入、バイオマスセンター電気料、生ごみ処理機修繕料)</p> <p>②委託料 3,160千円(大型生ごみ処理機管理委託料)</p> <p>③使用料・賃借料 186千円(バイオマスセンター土地建物賃貸借料)</p> <p>④原材料費 957千円(有機資源循環型農業推進事業の原材料購入(米糠等))</p> <p>⑤負担金補助・交付金 3,539千円(山梨県農業用廃プラスチック処理センター会費・負担金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>EMを活用した、大型生ごみ処理機による生ごみ(学校給食残渣、一部地区生ごみ)を堆肥化し、使用法方法の講習を受けた市民が活用できるまでの動きの確立。</p> <p>EM活性液による、河川清掃後の泥などのおい消しなどの実績。</p> <p>現在の利用者の生ごみ堆肥の理解や活用方法の確立</p>
11 事業の効果
<p>ごみとして廃出される生ごみを、堆肥として地域の畑で利用できた。(資源循環)</p> <p>プール清掃などで、化学薬品の代替として、EM活性液を使用することで環境に配慮した活動が出来た。</p>
12 事業実施期間
<p>バイオマス 平成19年度～平成30年度(平成31年度撤収)</p> <p>廃プラスチック処理センター運営関係事業 昭和51年11月～今後も事業継続</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>バイオマス 事業終了に向け協議中。廃プラスチック処理センター運営関係事業 昭和49年当初、施設園芸の発展に伴い、使用済みの廃プラスチックが増加し、その処理方法が問題となり広域的な処理体制の確立が強く要請され、県、市町村、農業団体と協議し団体を設立した。その後、プラスチック廃棄物処理技術の開発研究を推進するため同団体の施設を買い取り、昭和51年11月1日に県、市町村、農業団体が協力し「社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センター」を設立した為。※笛吹は会員となっている。</p>
14 緊急性
<p>平成30年度内にはバイオマス事業を終了し、平成31年度に事業実施箇所を片付け事業終結予定。一部事業については、民間へ継承するため検討中</p> <p>廃プラスチック処理センター運営関係の事業では、山梨県を中心に市町村や農協にて設立した、公益社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターの会員から脱退することとなる。このセンターは、農業用廃プラスチックを県下一元収集・有価販売により処理費の大幅削減を図っており、農家が個人で民間の業者へ持ち込むと、ハウスのビニールなどの処理費の農家負担が大幅に増額することが予想される。</p>
15 類似事業
<p>民間事業まで考えれば、バイオマスの関連の類似事業は日本中にあるが、笛吹市の事業としては無い。廃プラスチック処理センター運営関係の事業 無し</p>

評価調書

事務事業名	有機資源循環型農業推進
所 属 名	産業観光部農林振興課

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input checked="" type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	平成25年笛吹市議会第4回定例会において、市長行政報告の中で、建設事業の中止と実証業務の縮小が方針として示され、バイオマスタウン構想推進事業については、平成30年度事業終了予定(平成31年度に事業収束)廃プラセンター運営関係事業は継続が必要

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	平成19年度バイオマスの郷づくり事業として市が開始した事業 平成30年度内には、市の事業は廃止し、民間に委託できるか検討中 平成31年度に事業の片付けの予算が必要 廃プラセンター運営関係事業は継続が必要
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	平成30年度に市の事業は終了するが、事業廃止を惜しまれる声が生ゴミ回収区や関係者、利用者から上がっており、市がごみ減量を考えているのであれば、今後市の将来に向けて実施していくことが望ましいと考えられる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成31年度まで

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	有機資源を活用した堆肥化等のニーズはいまだに継続している。しかし、平成25年笛吹市議会第4回定例会において、市長行政報告の中で、建設事業の中止と実証業務の縮小が方針として示され、バイオマスタウン構想推進事業については、平成30年度事業終了予定(平成31年度に事業収束)廃プラセンター運営関係事業は継続が必要

評価調査書

事務事業名	有機資源循環型農業推進
所 属 名	産業観光部農林振興課

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	平成19年度バイオマスの郷づくり事業として市が開始した事業 平成30年度内には、市の事業は廃止し、民間に委託できるか検討中 平成31年度に事業の片付けの予算が必要 廃プラセンター運営関係事業は継続が必要

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	11,961,181	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	171.21	円
評価結果	<input type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input checked="" type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	全市民に対し説明会開催や現地での説明を受けた方に、学校及び下成田の地域から出た生ごみを原料とした堆肥を提供した。また、EM活性液を培養し地域の河川清掃で排出された汚泥の匂い押さえや堆肥化及び各学校のプール清掃前に投入することにより、プールの藻を分解させ清掃時に使用した。							
コスト削減のための方策について記載								
平成30年度内には、市の事業は廃止し、民間に委託できるか検討中 平成31年度に事業の片付けの予算が必要 廃プラセンター運営関係事業は継続が必要								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	10,216,375円		10,528,278円		9,396,190円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円	0.3 人	2,355,017円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.1 人	209,974円	0.1 人	209,974円	0.1 人	209,974円
	人件費計	2,564,991円		2,564,991円		2,564,991円	
③ 年間経費 (①+②)		12,781,366円		13,093,269円		11,961,181円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計 (④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額 (③-⑧)		12,781,366円		13,093,269円		11,961,181円	
⑩ 受益者負担率 (⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	有機資源循環型農業推進
所 属 名	産業観光部農林振興課

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	これまでの経過を踏まえ、①大型生ごみ処理機等管理委託、②EM活性液配布支給については、民間へ移行(H30年度市事業廃止)し、H31年度において事業終了に伴う片付けを行う。 廃プラセンター運営事業については、継続していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり、バイオマス関連のものについては終了し、事業全体の規模を縮小する。 廃プラスチックセンターに関しては、建設年から考えると、施設がかなり老朽化していると思われる。運営には、複数の団体が関係していることから、笛吹市単独で解決できる課題ではないが、施設の更新が必要となった場合、市としてどう対応するかを、内部で検討しておく必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input checked="" type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	角田 能一	
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林土木課農林土木担当		
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目	05農地費	
大事業	03 農業農村基盤整備事業		中事業	03 資源保全事業費			
1 事務事業の目的							
市が所管する農業施設が恒常的に機能を発揮できるよう適正な維持管理を行う。							
2 事務事業の対象							
既に存在する市管理の農道、用排水路ほか農業基盤施設							
3 現在の状態							
老朽化した農業基盤施設について、区から要望をうけ修繕工事を行っている。							
4 経緯							
県及び市にて施工し、市にて管理している農道、水路等農業基盤施設の機能を保全し常に使用できる状態にしている。							
5 根拠法令							
土地改良法、国家賠償法							
6 ニーズ							
既に存在する市管理の農道・用排水路・農業基盤施設の機能についていつでも使用が可能な状態であるよう求められている。当該施設の補修等維持管理を行うことにより、安定的に機能を保全する必要がある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
水利・農業施設の機能が安定的に発揮していくうえで、市内に膨大に存在する、当該施設について、老朽化、事故または天災等緊急時に対応するために、限られた財源の中で、ベストな対応を行う必要がある。また、行政(市)の対応では膨大な施設について対応が不可能なため、それを利用している市民にも管理をしてもらわなければならない。							
8 必要性							
市民及び市内農家が土地改良施設を日常的に利用できることで、生活・経済活動が可能となるので、市が直接修繕等当該施設の維持管理を行うことや、当該施設を利用している市民(団体)に管理に対する活動費を補助する必要がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容:農業の基盤となる施設(農道・水路・取水口)の維持管理を行った。</p> <p>2 歳入:県補助金、一般財源</p> <p>3 歳出:108,536千円</p> <p>< 共済費、賃金 > :970千円(臨時職員賃金等)</p> <p>< 需用費 > :8,285千円(消耗品費、施設補修及び修繕費等)</p> <p>< 委託料 > :5,529千円(施設維持管理、除草作業委託等)</p> <p>< 賃借料 > :1,019千円(浚渫等重機借り上げ料)</p> <p>< 工事請負費 > :63,966千円(維持・補修工事等)</p> <p>< 原材料費 > :2,638千円(原材料支給工事に係る費用)</p> <p>< 負担金及び交付金 > :26,129千円(多面的機能支払交付金事業に係る保全会への交付金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>取水施設の維持管理が図られ、農業用水が安定的に取水できた。</p> <p>除草等実施することで、農道・水路を安全に利用ができた。</p> <p>維持補修工事に係る調査委託を実施することで、工事が予定通り施工できた。</p> <p>多面的機能支払交付金事業で、膨大な施設について、市民による保全管理ができ、また保全活動の推進が図れた。</p>
11 事業の効果
<p>農道・用排水路等の維持補修を市および住民が行うことで、施設の機能維持が図れ、災害時における減災や農村の保全を図れる。</p> <p>市民や市内農家が生活経済活動を行うことができる。</p> <p>多面的機能支払交付金事業を推進することで、マンパワーによる施設の機能が恒常的に発揮でき、また維持管理活動が活性化され、地域コミュニティーが強化できた。</p>
12 事業実施期間
継続事業
13 行政が関与する妥当性
市が所管する土地改良施設は、当然に市が管理するものである。
14 緊急性
老朽化、事故及び天災等による農道等農業施設の破損は二次災害等の危険や、住民の生活に影響を大きく及ぼすものなので、緊急に対応をする必要がある。
15 類似事業
建設部土木課事業(市道・河川・生活水路)、産業観光部農林振興課事業(鳥獣害柵)

評価調書

事務事業名	資源保全事業費
所 属 名	農林土木課

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	市が管理している農道・水路等土地改良施設については公共的なものであり、市民全てにおいて利用が可能な施設であるため、日常的に機能を発揮できるよう維持管理が必要である。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	土地改良法、笛吹市公共物管理条例 国家賠償法第2条第1項による。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	地区から要望書が提出され、施設が損壊していることであれば補修を早期に行う必要がある。また施設の機能が正常に保たれるよう維持工事・委託を行う必要がある。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成30年度から平成36年度まで、6年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	施設の機能が保全されるよう事業を継続しなければならない。

評価調書

事務事業名	資源保全事業費
所 属 名	農林土木課

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	農業施設等インフラは市が管理するものである。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	120,731,300	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	1,728.16	円
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	市民が活用できる農業施設インフラの維持管理について、補修の緊急性、施設の機能が維持保全が図れる活動としている。							
コスト削減のための方策について記載								
損壊した施設の補修が過大となっていないか。 施設の老朽化がなるべく進まない保全工法を検討する。 市民による保全活動(多面的機能支払交付金事業)の推進。								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	116,884,221円		90,383,294円		108,536,268円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円	1.5 人	11,775,084円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円	0.2 人	419,948円
	人件費計	12,195,032円		12,195,032円		12,195,032円	
③ 年間経費(①+②)		129,079,253円		102,578,326円		120,731,300円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	20,706,000円		20,706,000円		19,852,750円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		20,706,000円		20,706,000円		19,852,750円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		108,373,253円		81,872,326円		100,878,550円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	資源保全事業費
所 属 名	農林土木課

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価の根拠	市が管理する農道、用排水路の維持管理を行う事業であるが、インフラ機能の維持、向上を継続的に行うことは、農地保全、施設の長寿命化に繋がっていく。 また、起業地無償提供を基本とした地区要望事業は、地域負担を求める中での事業推進であるため要望事業に応えていくことは当然であり、継続していく事業である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価の根拠	機能と安全性を保つため、適正な維持管理を引続き行っていく必要がある。 要望に関するものについては、計画段階から総合政策部と十分協議を重ねた上で、真に必要と判断されたもののみ事業化していくことが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価の根拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度	担当者名		角田 能一
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林土木課農林土木担当
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目 05農地費
大事業	03 農業農村基盤整備事業		中事業	01 土地改良事業費	
1 事務事業の目的					
土地改良事業の推進や維持管理を行うため関係団体への負担金や補助金を交付し、事業を行うことで、市内農村保全を図る。					
2 事務事業の対象					
水門等水利施設。県土地改良団体連合会及び水利施設を管理している団体(土地改良区、水利組合)					
3 現在の状態					
現在設置利用している水門等水利施設の維持管理を行っている。当該施設により水利権を有する土地改良区・水利組合の水路保全活動に対し補助金を交付している。また、市土地改良事業を実施するにあたり、県土地改良事業団体連合会から技術的支援を受けている。					
4 経緯					
土地改良事業を行ううえで、設計積算に要する経費や、技術支援をいただいている県土地改良事業団体連合会への賦課金の支払い。自主的に水利を運営管理している土地改良区・水利組合への補助金支払を行っている。					
5 根拠法令					
土地改良法、河川法					
6 ニーズ					
自主的に水利を管理している市内土地改良区・水利組合への活動についての運営経費について継続を求められている。市民から要望されている土地改良事業を行ううえで、適正な設計積算に要する経費や、技術支援を県土地改良事業団体連合会から頂かなくてはならない。					
7 ニーズを踏まえた課題認識					
農業用水利から生活水利への利用需要が増えているため、本来の水利組合としての機能や意識の低下により水門や水路の管理について、行政側に頼るケースが増えている。しかしながら水利は地域に住む人の権利であり、既存の土地改良区や水利組合の機能・活動の拡大を進めていかなくてはならない。					
8 必要性					
自主的に水利を管理している市内土地改良区・水利組合への活動についての運営経費について継続を求められているため、補助金の交付は必要である。また、土地改良事業を行ううえで、適正な設計積算に要する経費や、技術支援を県土地改良事業団体連合会から頂かなくてはならないため、負担金は必要である。					

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容:水門等保守点検、農道橋梁(一部)点検及びマニュアルの策定、県土地改良事業団体連合会への賦課金及び土地改良区、水利組合への補助金の支払を行った。</p> <p>2 歳入:県補助金、一般財源</p> <p>3 歳出:22,751千円</p> <p><委託料>:3,819千円(水門ゲート保守点検、橋梁点検、積算システム保守)</p> <p><負担金及び交付金>:18,932千円(県土地改良事業団体連合会賦課金、土地改良区、水利組合補助金)</p>
10 事業で得られた成果
<p>取水施設の維持管理が図られ、農業用水が安定的に取水できた。</p> <p>橋梁点検マニュアルを策定し、市内の橋梁台帳の修正の実施を行うことができる。</p> <p>県土地改良事業団体連合会からの技術支援により、積算等設計資料の作成ができた。</p> <p>土地改良区・水利組合の活動ができ、水路へ安定的に取水ができた。</p>
11 事業の効果
<p>取水施設の維持管理が図られ、農業用水が安定的に取水できた。</p> <p>橋梁点検マニュアルを策定し、市内の橋梁台帳の修正の実施を行うことができる。</p> <p>県土地改良事業団体連合会からの技術支援により、積算等設計資料の作成ができた。</p> <p>土地改良区・水利組合の活動ができ、水路へ安定的に取水ができた。</p>
12 事業実施期間
施設が存在する限り
13 行政が関与する妥当性
<p>市が所管する土地改良施設の維持管理については、管理者が実施しなくてはならない。また、地域要望により新たに設置する土地改良施設についても市が施工しなくてはならないため。</p>
14 緊急性
<p>現在設置している水門等は、不具合が生じた場合は灌漑や生活用水として利用が不可能となり、市民の生活に重大な影響を及ぼすため常に機能発揮できるよう保全に努め、また不具合が生じた場合は、早急に復旧する必要がある。</p>
15 類似事業
なし

評価調書

事務事業名	土地改良事業費
所 属 名	農林土木課

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	水利施設については、管理は市及び土地改良区・水利組合が日常的に行う。農業・生活用水は一部の市民でなく全市民が利用できるものである。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分なため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	河川法、土地改良法により、水利施設の設置者は市、水利許可(慣行水利権)は土地改良区及び水利組合としている。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input checked="" type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	許可を受けている施設の管理、水門等の操作による水利管理を随時行うことで、市民の農業・生活用水の安定的な供給を確保できる。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成30年度から平成36年度まで、6年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市が所管する施設であるので、市が常に施設の機能が発揮できるよ事業を継続しなければならない。

評価調書

事務事業名	土地改良事業費
所 属 名	農林土木課

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業
	<input type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業
	<input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業
	<input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	施設の設置許可は市で受けているため市が主体となる。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	27,461,409	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	393.09	円
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている							
	<input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である							
	<input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	市民が活用できる農業施設インフラの維持管理について、補修の緊急性、施設の機能が維持保全が図れる活動としている。							
コスト削減のための方策について記載								
損壊した施設の補修が過大となっていないか。 施設の老朽化がなるべく進まない保全工法を検討する。 市民による保全活動(多面的機能支払交付金)の推進								

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	28,382,169円		22,996,713円		22,751,375円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.6 人	4,710,034円	0.6 人	4,710,034円	0.6 人	4,710,034円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	人件費計	4,710,034円		4,710,034円		4,710,034円	
③ 年間経費(①+②)		33,092,203円		27,706,747円		27,461,409円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)		0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)		33,092,203円		27,706,747円		27,461,409円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	土地改良事業費
所 属 名	農林土木課

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	本市の基幹産業である農業の生産性、利便性を高めることは農家所得向上に繋がる。土地改良事業については、安定的な農業用水を確保する事業が中心であり、受益者負担を求めらる中で事業推進してきた。今後、「桃・ぶどう日本一の郷」笛吹市を維持していくためには不可欠な事業であり、継続していく。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	市が所有する施設については、機能と安全性を保つため、適正な維持管理を引続き行っていく必要がある。 今後、土地改良施設については、維持管理を中心に実施し、要望による施設の新設に関しては、計画段階から総合政策部と十分協議を重ねた上で、真に必要と判断されたもののみ事業化していくことが必要である。水利組合については、自主的に運営できるように方向付けることが必要である。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

事務事業概要書

平成	30	年度			担当者名	角田 能一	
会計	01 一般会計		所属	産業観光部	農林土木課農林土木担当		
款	農林水産業費_06	項	農業費_01		目	05農地費	
大事業	05 農道台帳管理費		中事業	01 農道台帳管理費			
1 事務事業の目的							
農道の整備にあたり、農道台帳を備え付け市民に対し情報を提供しなければならない。当該台帳について、農道が新設、更新された場合の補正業務を実施する。また関係協議会への負担金の支払を行う。							
2 事務事業の対象							
既に存在する、農道、橋梁等							
3 現在の状態							
市内全域の市管理の農道について、維持管理や更新等効率的にかつ計画的に行うため、農道台帳の整備を行っている。また、県営事業や市単独事業において改良した農道については、加除修正を行い、随時更新している。							
4 経緯							
市内全域の市管理の農道について、維持管理や更新等効率的にかつ計画的に行うため、農道台帳の整備を行っている。また交付金の算定の基礎資料である。							
5 根拠法令							
土地改良法、道路法							
6 ニーズ							
市内全域の市管理の農道について、維持管理や更新等効率的にかつ計画的に行うため、農道台帳の整備を行っている。また交付金の算定の基礎資料であるため、随時更新補正をする必要がある。							
7 ニーズを踏まえた課題認識							
市管理の農道については、全域に及び、膨大な路線を管理している。今後改修計画や施設の個別計画を策定しながら、地域の要望を踏まえ改良や長寿命化を図っていく上で、現状の資料を当該台帳に管理しなければならない。							
8 必要性							
市内全域の市管理の農道について、維持管理や更新等効率的にかつ計画的に行うため、農道台帳の整備を行っている。また交付金の算定の基礎資料であるため、随時更新補正をする必要がある。							

9 昨年度実施した事業内容
<p>1 実施内容:農道台帳の加除修正を実施している。</p> <p>2 歳入:一般財源</p> <p>3 歳出:9,810千円</p> <p><工事関係委託料>:9,720千円</p> <p>・農道台帳補正業務 9,720,000円</p> <p><負担金></p> <p>・平成29年度農道台帳作成管理賦課金 90,000円</p>
10 事業で得られた成果
<p>農道台帳を更新整備することで、農道の維持管理の効率化、更新等効率的に計画できること、また区からの改修要望について、整備の可否についての判断材料となることや、交付金算定資料、市公共財産台帳の資料とすることができる。</p>
11 事業の効果
<p>市内全域の市管理の農道について、維持管理や更新等効率的にかつ計画的に行うことができる。市民や市内農家の人が、安全に利用通行することにより、生活経済活動を行うことができる。</p>
12 事業実施期間
<p>継続事業</p>
13 行政が関与する妥当性
<p>市内全域におよぶ膨大な市管理の農道について、コンピュータによる台帳管理が必要。市民や市内農家の人が、安全に利用通行することにより、生活経済活動を行うことができる。</p>
14 緊急性
<p>随時市及び県発注工事による変更。民間開発等による変更があるので、その都度修正を行い、常に最新の状況を市民に対し提供する必要がある。</p>
15 類似事業
<p>建設部土木課事業(市道)</p>

評価調書

事務事業名	農道台帳管理
所 属 名	農林土木課

1 所管課による評価

(1) 事務事業を実施する妥当性

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 不特定多数の市民に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ② 不特定多数の市民に提供されるが、選択的なサービス
	<input type="radio"/> ③ 特定の個人又は集団に提供され、日常生活に必要不可欠なサービス
	<input type="radio"/> ④ 特定の個人又は集団に提供され、選択的なサービス
評価の根拠	全市民が自己所有地を利活用するにあたり、農地法や建築基準法等に係る申請のために必要な資料のため。

(2) 行政が関与する妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 法令及び条例によりサービスが義務付けられている事業
	<input type="radio"/> ② 国、県、市の共同事業
	<input checked="" type="radio"/> ③ 民間ではできない、又は民間では実施していない事業
	<input type="radio"/> ④ 民間に同様、類似のサービスがあるが、質や量が不十分のため、補完する事業
	<input type="radio"/> ⑤ 民間に同様、類似のサービスが存在する事業
評価の根拠	農道改良及び管理の状況を把握し、適正な改良・管理・更新計画を策定するための資料であり、地方交付税の算定根拠資料となる。
①の場合、市が拡充(上乘せ)している事業である	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
拡充の理由	

(3) 事務事業を実施する現時点での緊急性、切実度

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 緊急事態への対応、最重要施策など最優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 日常的な安全、生活を確保するために、優先して実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ③ 公共サービスの平均的水準を確保するために、実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ④ 現時点での緊急性、切実度は低いものの、市の将来のために、実施することが望ましい事業
	<input type="radio"/> ⑤ 現時点では、必ずしも実施しなくても良い事業
評価の根拠	緊急時に対策対応のため、常に新しいデータが必要であり、日常においても、市民が利活用する資料でもある。また市においても都市計画や農振計画など、市の計画策定についても重要な資料である。
いつから、いつまで実施しなければならないのか	平成30年度から平成36年度まで、6年間

(4) 市民ニーズ

評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 市民ニーズの有無にかかわらず実施する必要がある事業
	<input type="radio"/> ② 市民ニーズが増加傾向にある事業
	<input type="radio"/> ③ 市民ニーズが現状維持の傾向にある事業
	<input type="radio"/> ④ 市民ニーズが減少傾向にある、あるいは事業に対する市民ニーズが曖昧である
評価の根拠	市民が所有地の利活用に必要な資料でもあるが、都市計画や農振計画など、市の計画策定についても重要な資料である。

評価調査

事務事業名	農道台帳管理
所 属 名	農林土木課

(5) サービスを提供する主体の妥当性

評価結果	<input type="radio"/> ① 市が直営で実施すべき事業 <input checked="" type="radio"/> ② 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、適切に委託している事業 <input type="radio"/> ③ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業で、委託の範囲に見直しの余地がある事業 <input type="radio"/> ④ 事業の一部、又は全部を民間委託すべき事業だが、委託を行っていない事業
評価の根拠	農業施設等インフラは市が整備するものであり、将来にわたり市が管理するものである。システム構築等技術的な部分は直営では実施できないため、民間委託している。

(6) コストに対する評価

年間経費(a)	10,804,980	円	市民 受益者数 (b)	69,861	人	受益者あたりのコスト (a/b)	154.66	円
評価結果	<input checked="" type="radio"/> ① 事業の成果及び効果に対し、最小限のコストで実施できている <input type="radio"/> ② 事業の成果及び効果に対し、コストは妥当である <input type="radio"/> ③ 事業の成果及び効果に対し、過大なコストが掛かっている							
評価の根拠	いつでも市民が活用できる最新の資料であること、また県・市が行う農道整備・管理について、将来にわたり規模や規格が過大(不要に広い農道や水路、利用が極度に少ない農道改良)とならないよう必要な改修事業計画を策定するための資料である。 コスト削減のための方策について記載 新設・改築・廃止等更新した農道について加除修正する。現地の錯誤等無い様に毎年チェックしていく。市道管理者の土木課(法的義務あり)の台帳及び農振地管理システムと共有システムとなっている。何年かに一度システムの見直しを行う(要他課との協議調整)。							

2 経費

		H27年度		H28年度		H29年度	
① 事業費	円	9,702,000円		9,702,000円		9,810,000円	
② 人件費		延従事者数	人件費	延従事者数	人件費	延従事者数	人件費
	正 職 員	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円	0.1 人	785,006円
	再 任 用 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	嘱 託 職 員	0.0 人	0円	0.0 人	0円	0.0 人	0円
	臨 時 職 員	0.1 人	209,974円	0.1 人	209,974円	0.1 人	209,974円
	人件費計	994,980円		994,980円		994,980円	
③ 年間経費(①+②)	円	10,696,980円		10,696,980円		10,804,980円	
④ 国支出金	円	0円		0円		0円	
⑤ 県支出金	円	0円		0円		0円	
⑥ 地方債	円	0円		0円		0円	
⑦ 使用料・手数料	円	0円		0円		0円	
⑧ 財源合計(④+⑤+⑦)	円	0円		0円		0円	
⑨ 市の負担額(③-⑧)	円	10,696,980円		10,696,980円		10,804,980円	
⑩ 受益者負担率(⑦/③)	%	0.00%		0.00%		0.00%	

評価調書

事務事業名	農道台帳管理
所 属 名	農林土木課

3 部長等による第1次評価

総合評価	評価 の 根 拠	市が管理する農道を一元管理することにより、維持管理及び更新改良を効果的に進めることができる。 また、交付金算定基礎資料となるため随時の補正等の必要性がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input checked="" type="radio"/> 継続		
<input type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

4 総合政策部による第2次評価

総合評価	評価 の 根 拠	農道の維持管理を適正に行うため、農道台帳の整備が必要であり、引続き事業を実施する必要がある。 台帳の更新作業について、毎年度、高額な業務委託料が発生していることから、システム更新の際には、同業他社のものと比較し、競争原理を働かせるほか、導入効果、ランニングコスト、庁内連携や情報共有化など、幅広い視点での選定が重要である。また、農道台帳の問合せに関する事務の軽減を図るため、市民等への公開について検討する必要がある。
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		

5 第3次評価

総合評価	評価 の 根 拠	上記のとおり
<input type="radio"/> 拡充		
<input type="radio"/> 継続		
<input checked="" type="radio"/> 改善		
<input type="radio"/> 縮小		
<input type="radio"/> 統合		
<input type="radio"/> 廃止		